

(平成25年7月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月30日から59年1月1日まで

私は、昭和59年1月1日付けで、A社からC社に移籍したのに、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、58年12月30日とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事辞令原簿の記録に、申立人が、昭和58年12月31日付けでC社へ移籍のため退社した旨の記載が確認できること、同社の回答及び申立期間当時に申立人と同様にA社からC社に移籍した同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立人のA社における業務内容及び勤務形態が変わった事情もうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和58年11月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の人事辞令原簿の記録により、申立人と同様に、昭和58年12月31日付けでA社からC社に移籍のため退社した同僚

二人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、申立人と同じ同年 12 月 30 日となっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が申立人と同様に移籍した全員の資格喪失日を誤るとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後の、A社B本社。現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和49年3月31日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和46年1月にA社からC社に出向し、49年3月にA社に復職した後、同社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は、申立人を昭和49年3月16日付けでA社B本社へ異動させたと回答しており、申立人は、同日以降は同社に在籍していたと考えられることから、同年3月31日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年4月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続に誤りがあったことを認めていることから、事業主は、申立てどおりの資格取得日を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年12月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月14日から35年2月1日まで

私は、昭和34年12月14日からA社に勤務し、給与から船員保険料を控除されていたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給与支給明細表及び船員手帳の記録により、申立人が同社に昭和34年12月14日から継続して勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細表で確認できる船員保険料控除額により、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和48年2月16日にB社に商号変更後、51年11月22日に解散し、当時の事業主も既に死亡しており回答を得ることはできないが、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日と、前述の船員手帳の失業保険金支給関係における「被保険者であった期間」欄（失業保険給付の計算基礎となる被保険者期間）の始期（昭和35年2月1日）とが一致していることから、海運局（当時）及び県保険課（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、県保険課は、申立人に係る34年12月及び35年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、それぞれの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万7,000円、申立期間②は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 25 日  
② 平成 18 年 7 月 20 日

私は、申立期間①及び②について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額に反映されない記録となっていることに納得できない。

申立期間①及び②の標準賞与額を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、標準賞与額の年金記録に係る確認について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書及びA社が提出した賞与明細書から、申立期間①は17万

7,000円、申立期間②は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年10月24日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（熊本）国民年金 事案 2673（熊本国民年金事案 248 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで  
前回の申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料については納付していたものとは認められなかったが、私が主張している住居地に、申立期間当時居住していたことは間違いないので再度調査してほしい。住居地が確認できれば、申立期間に保険料を納付していたことが分かると思うので、当該期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号の払出日が昭和 39 年 8 月から同年 10 月頃と推認されることから、申立期間は、保険料を納付できない期間であること、ii) 別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であることなどを理由として、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの判断がなされ、既に年金記録確認熊本地方第三者委員会（当時。以下「熊本委員会」という。）において平成 20 年 12 月 17 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立人が主張している申立期間当時の A 市における住居地（A 市 B 区 C 町\*番地）について、第三者委員会で確認できれば、保険料を納付していたことが分かることと主張して、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立期間当時、「B 区」及び「C 町」という地名が A 市において通称として使用されていたことから、申立人の主張する住居地と戸籍の附票における住居地が一致していることが確認できたものの、これは、当初の



熊本委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、熊本委員会では、申立人の記号番号は、昭和 39 年 8 月から同年 10 月頃までに払い出されたと推認したものであるが、今回、当委員会においてA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳について調査を行ったところ、それらの記録等から申立人の記号番号は、38 年 4 月頃に払い出された可能性もあることが分かった。

しかしながら、前述の被保険者名簿及び被保険者台帳の納付記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間は未納と記録されていることや、申立期間の保険料が過年度納付されたとする事情等も無いことなどから、申立人の記号番号が昭和 38 年 4 月頃に払い出されていた可能性があることのみをもって、これまでの決定を変更すべき事情とまでは認めることができない。

そのほかこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（熊本）国民年金 事案 2674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 6 月 30 日に会社を退職後、同年 7 月頃に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。国民年金が大事なものであることは、両親から常々言われており、国民年金保険料は送られてきた納付書の納付期限を確認した上で、期限までに自宅近くの金融機関で納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 7 月頃に国民年金の加入手続を行った旨主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出補助簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 9 月頃に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録の被保険者記録照会（備考）欄に「シヨクケンテキヨウ」と記録されていることが確認できる上、日本年金機構 A ブロック本部 B 事務センターは、当該記録について、申立人は国民年金に未加入であったため、職権で国民年金の被保険者として適用したものと考えられる旨回答している。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、当初、昭和 58 年 7 月 1 日と記録されていたものの、平成 10 年 7 月 14 日付けで昭和 58 年 6 月 30 日に訂正されていることが確認でき、申立期間のうち同年 6 月については、前述の記録訂正が行われるまでは未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 4741

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月頃から同年 8 月 9 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 20 日から同年 10 月 3 日まで  
③ 昭和 36 年 3 月 11 日から 37 年 11 月 3 日まで  
④ 昭和 40 年 2 月頃から 43 年 10 月頃まで

申立期間①について、年金事務所の記録では、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 35 年 8 月 9 日となっているが、同年 4 月頃から勤務していたと記憶している。

申立期間②及び③について、昭和 35 年 9 月 20 日から 37 年 12 月 21 日までの期間、B 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、35 年 10 月 3 日から 36 年 3 月 11 日までの期間及び 37 年 11 月 3 日から同年 12 月 21 日までの期間しか確認できなかった。

また、申立期間④については C 社（現在は、D 社）にそれぞれ勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の記録照会を行ったところ、被保険者記録が無いことが分かった。

全ての申立期間について勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人を記憶している同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間の一部について A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることがで

きず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者期間が確認できる複数の同僚は、同社では試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった旨の供述をしていることから、事業主は、従業員全員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

2 申立期間②及び③については、申立人を記憶している同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、当時の人事記録、賃金台帳及び社会保険関係書類は既に廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は保管していないと回答している。

また、前述の同僚は、自身もB社において勤務した期間のうち、厚生年金保険被保険者記録が無い期間がある旨供述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の年金記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

3 申立期間④については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社は、当時の人事記録、賃金台帳及び社会保険関係書類は既に廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は保管していないと回答している。

また、申立期間④にC社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 15 人に照会したところ、回答があった 10 人からは、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入に関する供述は得られない。

4 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 4742

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、女学校を卒業してすぐの昭和 19 年 4 月から終戦まで、A社に女子挺身隊として勤務していたが、厚生年金保険の記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社における上司として氏名を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び申立人の勤務内容に関する供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が女子挺身隊として勤務していたとして氏名を挙げた6人の同僚については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、連絡先が不明であり、供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の記号番号が払い出された記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。